

令和2年2月27日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和2年2月27日
開会 14時31分 閉会 14時59分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 東口隆弘 副委員長 田口廣之
委員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 企画総務部長 山岸伸雄
総務課長 新居友敬 副主幹 福田琢也
- 5 傍聴者 若山和幸 野原恵子 千葉幹雄 澤村記者(勝毎)
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - (1) 議案第19号 幕別町附属機関設置条例
 - 2 意見交換会の開催結果について
内容を確認し、修正等があれば3月11日(水)までに報告いただくこととした。
 - 3 所管事務調査項目について
学校施設長寿命化計画について、学校現場の声(教諭、公務補から)が一番現実的な状況を把握することができると委員から発言があり、現地調査も含め、行うこととした。また、清陵高校について、町の施策が生きているかどうか、相手先の都合や状況と委員会の調査の進行状況も考慮しながら、十分協議をした上で行う。
 - 4 道外視察研修について
視察項目について、各委員で検討することとした。
 - 5 その他

総務文教常任委員会委員長 東口隆弘

◇審査内容

(開会 14:31)

○委員長(東口隆弘) ただ今から、総務文教常任委員会を開会をいたします。

幕別町附属機関設置条例についてです。町側より説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 幕別町附属機関設置条例の制定趣旨および内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

先ほど、副町長から説明がありましたが、はじめに条例の概要についてご説明させていただきます。議案説明資料の1ページをご覧ください。

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う非常勤職員の整理につきましては、国の方針を受け、本町においては平成30年度から本格的に検討を開始し、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員に、私的諮問機関、連絡調整機関、有償ボランティア、委託している職等もあわせ、合計で222の職種について、その職務内容、任用形態から、改めて分類を行ってまいりました。

その結果、一般職非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員として整理される職と、私人として整理される職に関連する条例については、先の議会において議決をいただき、規則等とあわせて、昨年12月に公布したところであります。また、特別職非常勤職員の整理につきましても、一般職非常勤職員や私人となる職の整理と並行しまして、例規の確認や各課へのヒアリングなどを通して検討を重ねてまいりましたが、今回、先ほど述べました一般職非常勤職員の制度、職種の確定に伴い、特別職非常勤職員となる職についても確定できる状況となりましたことから、1ページの表にありますとおり、既存の非常勤職員のうち、表の一番右側に記載しております、合計87の職種について、改正後の地方公務員法第3条第3項の区分に従って五つに分類し、今後は特別職非常勤職員として明確に位置づけしたところであります。本条例につきましては、同じく表の太枠部分に記載しておりますが改正後の地方公務員法第3条第3項第2号に規定される各種委員会、審議会、協議会等に所属する委員等について検討を行う中で、現在、私的諮問機関または連絡調整機関として規則または要綱で設置している13の機関については、その活動内容を鑑みて、今後は地方自治法第138条の4第3項により法令または条例により設置することとしている附属機関として位置づけることがより適切であることから、当該機関について一括して条例に規定するために提案するものであります。

2ページの米印1をご覧くださいと思います。附属機関の定義についてご説明いたします。附属機関は地方自治法第138条の4第3項に執行機関の要請により、その行政のための必要な資料の提供等いわばその行政執行の前提として必要な調停、審査、審議または調査等を行うことを職務とする機関とされており、一般的な要件としましては①に書いてありますとおり、組織体が合議制をとり、代表者や議決方法が存在すること、②職員以外の外部の者が加わること、③組織体の意見として集約し、執行機関へ報告、答申等を行うこと、④としまして、市町村の内部組織であること、⑤報酬及び費用弁償をうけていること、⑥事務局が局部(課)に置かれていることといわれております。ただし、これらの要件のうち特に①③については、必ずしも明確なものではないため、附属機関か否かは、

その組織の設立目的、活動内容から総合的に判定することとなります。今回、先に述べました要件をもとに判定した結果、13の機関について附属機関として明確に位置づけることとしたものでございます。

次に本条例の構成についてご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。第1条は、条例制定の趣旨を定めております。附属機関の設置等は、法令または他の条例で設置が規定されているものを除いて本条例で設置する旨を規定しております。

第2条は、本条例で設置する附属機関は別表に規定する旨を規定しております。

2ページをご覧ください。

別表では、執行機関ごとに、設置する附属機関の名称、所掌事務、組織、委員構成、定数、任期を記載しております。町長部局で申し上げますと幕別町指定管理者選定委員会から3ページの幕別町農業委員会委員候補者評価委員会までの11機関、さらには教育委員会部局におかれましては、幕別町図書館協議会、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議の機関がございまして、合計で13の機関がそれぞれ規定されております。

1ページにお戻りください。

第3条および第4条は、附属機関の所掌事務、委員の定数、組織、任期は別表に規定する旨などを規定しております。

第5条は、附属機関における会長、副会長およびこれに相当する職について規定しており、会長等および副会長等の選出方法および職務について規定しております。

2ページの第6条は、委任規定であります。3ページをご覧ください。

附則につきましては、第1項で本条例の施行期日を令和2年4月1日とし、第2項において、条例施行前に今回設置する附属機関に相当する機関に委嘱または任命されていた委員等の任期についての経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ないようですので、以上をもって質問を終わらせていただきます。

説明員の皆様、大変お疲れ様でございました。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

議案第19条、幕別町附属機関設置条例について、皆さんからのご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ないようですので、意見を終了させていただきます。

これより、採決をいたします。

それでは、議案第19号、幕別町附属機関設置条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、幕別町附属機関設

置条例は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

インターネット中継を以上で終了したいと思います。少々、お待ちください。

(暫時休憩)